

秋田県警察におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出状況について（令和6年度）

1 プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量

	令和6年度年間排出量
秋田県警察全体（単位：トン）	5.4
警察本部	3.3
警察署	2.2

※ 廃棄物処理事業者に処理を委託した産業廃棄物（廃プラスチック類）の排出量のみ計上

※ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）等を活用して「廃プラスチック類」の排出量を算定（他の種類の産業廃棄物との混合物であって「廃プラスチック類」を分けられない場合には混合物全体の量を排出量として算定）

2 プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制、再資源化等の主な取組

- ・ 会議等を通じて職員に対し、プラスチック資源循環法の趣旨等を周知した。
- ・ 個々の意識の醸成を図るため、ペットボトルキャップの回収を行い、回収業者へ引き渡した。
- ・ 職員にマイバッグやマイボトルの使用を促すなど、プラ廃棄物の排出抑制のための取組を推奨した。